

## 国民健康保険課からのお知らせ

# こんなときには14日以内に届出を!

国保へ加入またはやめる場合は、14日以内に国保窓口へ届出してください。

	こんなとき	必要なもの
国保に加入する	他の市町村から転入したとき	保険証（世帯に国保加入者がいるとき）
	職場の健康保険等をやめたとき	健康保険資格喪失証明書、 保険証（世帯に国保加入者がいるとき）
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、 保険証（世帯に国保加入者がいるとき）
	子どもが生まれたとき	保険証、世帯主の印鑑・通帳 直接支払い制度の合意文書・明細書や領収書
	外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書、保険証（世帯に国保加入者がいるとき） 指定書(在留の資格が特定活動の場合)
国保をやめる	他の市町村に転出するとき	保険証
	職場の健康保険等に加入したとき	保険証、職場の保険証または健康保険資格取得証明書
	生活保護を受けることになったとき	保険証、保護開始決定通知書
	死亡したとき	保険証、喪主の印鑑、喪主の通帳
	外国籍の人がやめるとき	保険証、外国人登録証明書
その他	住所、世帯主、氏名等が変わったとき	保険証
	保険証を汚したとき	保険証
	保険証を紛失したとき	身分証
	修学や施設入所のため、他市町村に住むとき	保険証、在学・在園証明書
	退職者医療制度の対象となったとき	保険証、年金証書、身分証※職場の健康保険等をやめた方で国保加入手続きがお済みでない場合は健康保険資格喪失証明書もお持ちください。

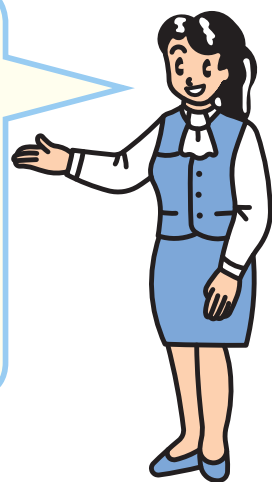
### 退職者医療制度の対象となる時

退職者医療制度とは、該当する方の給付費(自己負担分3割以外の医療費)が一般国保加入者とは別に職場の健康保険からの拠出金等によって賄われる制度です。

年金の受給権の発生した日が、退職者医療制度の対象となる日です。次の要件をすべて満たす人とその65歳未満の被扶養者は退職者医療制度で医療を受けることになります。国保税の計算方法や受けられる給付は一般国保加入者と同様です。

- ①国保に加入している65歳未満の人
- ②厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる人でその加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある人

※全ての手続きには身分確認できるもの(免許証や住民基本台帳カード等)が必要です。  
※別世帯の方が届出する場合は、世帯主からの委任状が必要です。



### 国保に入る届出が遅れると...

国保税は届出をした日からではなく、国保に加入する資格を得た月から納めることになります。届け出が遅れている間の医療費はやむを得ない理由がない限り、全額自己負担になります。

### 国保をやめる届出が遅れると...

国保の資格がなくなっているのに届出が遅れると、保険証が手元にあるのでそれを使って診療をうけてしまう場合があります。このようなときは、国保で負担した医療費はあとで返していただくことになります。